

## 第6章 子育て支援課

---

### 1 児童福祉

#### (1) 概要

少子化や核家族化が進み、在宅で子育てを行う親等の育児不安や孤立感が増大し、また地域社会とのつながりが希薄化するなど、子育てに不安や負担を感じている親が多くなっています。

こうした中、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」づくりを推進するため、さまざまな子育て支援事業を行っています。特に、乳幼児親子が自由に交流できる場の提供をはじめ、各種保育サービス等を実施し、また経済的な支援として、子ども手当などの支給を行っています。

#### (2) 児童の健全育成

##### ア 子ども手当

子ども手当は、中学校修了前の児童を養育している方に対し、子ども手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として支給しています。

##### (ア) 対象者

15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方 ※ 公務員は職場で支給

##### (イ) 手当額（月額）

児童1人あたり 一律13,000円

##### (ウ) 支給月

2月、6月、10月に前月分までを支給

##### (エ) 申請に必要なもの

- ・ 年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し（国民年金加入者及び年金未加入者は除く）
- ・ 印かん（朱肉のつくもの）
- ・ 請求者本人名義の銀行の預金通帳

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。詳しくは申請窓口でお尋ねください。

##### (オ) 申請窓口

- ・ 子育て支援課 児童福祉係（内線492・493・463）
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

(カ) 子ども手当受給者数（各年4月1日現在）

a 0～3歳未満

区 分	H22	H23
被用者	2,938( 3,194)	2,914( 3,171)
非被用者	803( 873)	814( 899)

※（ ）内は対象児童数

b 3歳以上小学校修了前

区 分	H22	H23
被用者	6,741(10,050)	6,666( 9,899)
非被用者	2,096( 3,026)	2,050( 2,946)

※（ ）内は対象児童数

c 小学校修了後中学校修了前

区 分	H22	H23
被用者	3,066( 3,368)	3,119( 3,431)
非被用者	931( 1,041)	988( 1,096)

※（ ）内は対象児童数

イ 要保護児童の福祉

要保護児童とは、身体的、精神的発達、または障がいや発達に遅れのある児童のほか、保護を必要とする児童として、養育環境などに問題のある児童や問題行動のある児童をいいます。

これらの児童は要保護児童の発見者による通告、児童の保護者からの相談、及び家庭裁判所からの送致等により、子ども相談センター、福祉事務所（市子育て支援課）に受け入れます。

在宅で指導できる児童に対しては、児童福祉司等が指導を行い、入所等の必要があると認めた児童については、子ども相談センターが乳児院、養護施設等の児童福祉施設に措置します。

ウ 児童虐待への対応

児童虐待は、国民の通告義務があり、地域において予防、早期発見、迅速な対応が求められています。福祉事務所（市子育て支援課）では、大垣市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども相談センター等、関係機関と連携して取り組んでいます。

また、子ども相談センターでは児童虐待防止地域協力員を養成し、児童虐待防止に向けて取り組むとともに虐待の通告、相談、援助等に対応しています。

エ 私設児童遊園地奨励助成

地域青少年の健全育成の一環として自治会等が管理運営する児童遊園地の新設等を行う場合に、奨励助成金を交付します。

(ア) 助成金交付要件

- ・ 敷地の面積がおおむね 170 平方メートル以上であること
- ・ 遊園地としての遊具及び付属物を設置するもの

(イ) 助成金の額

経費の 5 分の 4 以内

- ・ 新設の場合 1 か所につき 50 万円以内
- ・ 修繕の場合 1 件につき 30 万円以内
- ・ 廃止の場合 1 件につき 20 万円以内

(ウ) 遊園地の管理

設置者の責任において管理運営

(エ) 登録数

97 か所 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

(オ) 申請窓口

子育て支援課 児童福祉係 (内線 492・493)

(カ) 登録件数

(各年 4 月 1 日現在)

H20	H21	H22	H23
102	100	99	97

(3) 子育て支援

ア 子育て短期支援事業

保護者等が疾病、仕事などで家庭において児童の養育が困難となった場合、養護施設等で一時的に養育および保護します。

(ア) 短期入所生活援助 (ショートステイ事業)

宿泊による短期利用 (休日も利用できます。)

a 保護者の負担 (1 日あたり)

世帯区分		2 歳未満児	2 歳以上児
生活保護世帯		0 円	0 円
市民税非課税世帯	父子家庭、母子家庭及び養育者家庭	0 円	0 円
	その他の世帯	1,100 円	1,100 円
一般世帯		5,400 円	2,800 円

(イ) 委託先

a 2 歳未満

- ・ 社会福祉法人 日本児童育成園 乳幼児ホームまりあ  
〈所在地〉〒502-0065 岐阜市長良森町 1 丁目 11 番地  
〈電話番号〉058-231-2528

**b 2歳以上**

- ・ 社会福祉法人 樹心会 樹心寮  
〈所在地〉〒501-0515 揖斐郡大野町桜大門 541 番地 1  
〈電話番号〉0585-34-2070
- ・ 社会福祉法人 擁童協会 大野慈童園  
〈所在地〉〒501-0503 揖斐郡大野町寺内 624 番地  
〈電話番号〉0585-32-0172

**(ウ) 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 (内線 492・493)

**イ 子育て交流プラザ**

乳幼児のいる親が子どもとともに交流できる常設の施設で、子育てアドバイザー等による子育て相談、子育て情報の収集・提供、子育て講座・子育て支援者養成講座、子育てサークルの育成支援等を行っています。

**(ア) 開設時間**

午前 10 時～午後 5 時

**(イ) 定休日**

月曜日、年末年始等

**(ウ) 指定管理者**

NPO法人 くすくす

〈開設場所〉〒503-0887 大垣市郭町 2 丁目 6 番地

コミュニティプラザまちの駅 1 階

〈電話番号〉0584-77-3818

**(エ) 子育て交流プラザ利用者数等**

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22
大人	4,628	4,869	4,572	4,676
子ども	5,280	6,169	5,762	5,703
計	9,908	11,038	10,334	10,379
相談件数	935	1,509	2,163	1,864

**ウ 墨俣児童館**

遊びを中心とした活動により、子どもの健康増進と情操を豊かにするための施設で、ボールプール、積木などの遊具をそろえています。

**(ア) 開館時間**

午前 9 時～午後 6 時 (4 月～9 月)、午前 9 時～午後 5 時 (10 月～3 月)

**(イ) 定休日**

月曜日、年末年始

〈所在地〉〒503-0103 大垣市墨俣町上宿 483 番地 1

〈電話番号〉0584-62-1533

**エ ファミリー・サポート・センター事業**

保護者が病気になったときなど、子ども（小学6年生以下）の世話や、妊産婦家庭の育児、保育園等の保育時間前後の世話など、地域の育児に関する相互援助を行う事業です。育児の援助を受けたい利用会員、育児の援助を行うサポート会員の登録により実施されます。

(ア) **利用料金**

事前の面接の費用 一律 500 円

曜日	利用時間	料金（30分あたり）
平日	午前8時～午後5時	350円
	上記以外	400円
土・日・祝日	午前8時～午後5時	450円
	上記以外	500円

(イ) **申込先**

大垣市社会福祉協議会（P.242 参照）

オ **一時保育事業**

保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないお子さんを緊急、一時的に保育園で預かる制度です。

(ア) **対象児童**

生後2か月～小学校就学前の児童（保育園によって異なる）

(イ) **実施保育園**

- ・ながさわ保育園、みそぎ保育園、わかたけ保育園、きど保育園、木の花保育園、牧田保育園、時保育園、一之瀬保育園、多良第一保育園、多良第二保育園、墨俣保育園

(ウ) **定員**

1日に3～10人程度（保育園によって異なる）

(エ) **保育時間（延長保育を含む）及び利用料**

a **ながさわ保育園（7：15～19：15）・木の花保育園（7：00～19：00）**

利用区分	2か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
1時間あたり	250円	500円	200円	400円

b **みそぎ・わかたけ保育園（7：15～19：15）**

利用区分	6か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4時間以内	900円	1,800円	700円	1,400円
5時間以内	1,150円	2,300円	900円	1,800円
6時間以内	1,400円	2,800円	1,100円	2,200円
7時間以内	1,650円	3,300円	1,300円	2,600円
8時間以内	1,900円	3,800円	1,500円	3,000円
8時間を超える	2,700円	5,400円	2,100円	4,200円

c きど保育園（7：00～19：00）

利用区分	6か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4時間以内	900円	1,800円	700円	1,400円
4～8時間	1,800円	3,600円	1,400円	2,800円
8時間以上	2,700円	5,400円	2,100円	4,200円

d 一之瀬・多良第一・多良第二保育園（7：00～19：00）

利用区分	3か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4時間以内	900円	1,800円	700円	1,400円
4～8時間	1,800円	3,600円	1,400円	2,800円
8時間以上	2,700円	5,400円	2,100円	4,200円

e 墨俣保育園（7：30～19：00）、牧田保育園（7：30～18：00）

利用区分	6か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住		市内在住	
4時間以内	900円		700円	
4～8時間	1,800円		1,400円	
8時間以上	2,700円		2,100円	

f 時保育園（7：45～17：15）

利用区分	10か月～3歳未満児		3歳以上児	
	市内在住		市内在住	
4時間以内	900円		700円	
4～8時間	1,800円		1,400円	
8時間以上	2,700円		2,100円	

(オ) 休日

日曜日・祝祭日、保育園休業日

(カ) 給食費（おやつ代含む）

給食費（おやつ代含む）は、別途となります。

(キ) 申請方法

実施保育園に用意してある申込書に記入して提出してください。

緊急の場合は、電話などで申し込んでから保育園へ申込書を提出していただくこともできます。

(ク) お問い合わせ先

- ・ 子育て支援課 幼保係 （内線 494）
- ・ 各実施保育園

(ケ) 実施状況

区 分	H20	H21	H22
実施園数	7	8	8
延利用児童数	6,105	5,425	4,604

カ 病後児保育事業

病後児保育は、病気やけがの回復期にあるお子さんが、集団や家庭で保育できない時に、医師の指示に基づき、看護師と保育士が連携して一時的にお預かりする制度です。

(ア) 対象児童

市内（または本事業に関し本市と協定を結んだ岐阜市、羽島市）にお住まいで、幼保園や保育園、幼稚園などに通っている乳幼児（2か月以上）から小学校3年生までの児童

(イ) 実施施設

児玉レディースクリニック内病後児保育室

Peek-A-Boo（ピーカブー）

〈所在地〉〒503-0889 大垣市高砂町1丁目31番地

〈電話番号〉0584-82-1155

(ウ) 定員

2人

(エ) 保育時間

平日 午前8時～午後6時

土曜日 午前8時～午後0時30分

(オ) 利用料

1人1回あたり 2,000円

(カ) 申請方法

利用に際しては事前に登録していただくのが原則ですが、急な場合は当日登録も可能です。

利用を希望される時は、原則、前日までに児玉レディースクリニックへ電話予約をしてください。

予約受付時間：

午前8時～午後0時、午後4時～午後6時（土曜日は午前中のみ）

(キ) お問い合わせ先

子育て支援課 企画庶務係（内線499、464）

キ エンゼルサポーター事業

病気や妊娠中の体調不良のため、家事や育児を行うことが困難な家庭を対象に、サポーターが出向き身の回りの世話や育児などを援助する制度です。

(ア) 対象

①妊婦（母子手帳交付後）又は小学生以下の子がいる家庭

②昼間、自身のほかに家事や育児に協力できる者がいない家庭

(イ) 内容

- ・家事に関する援助（炊事・洗濯・掃除・買い物など）
- ・育児に関する援助（授乳、おむつ交換、もく浴の介助など）

(ウ) 利用時間

午前9時～午後5時まで（1回2時間以内、1日2回まで利用可。）

(エ) 利用回数

延べ30回まで（妊娠中の場合は、出産日まで延べ20回。出産後は新にカウントします。）

(オ) 利用者負担額

区 分	負担額（1時間あたり）
生活保護世帯、ひとり親世帯（市民税非課税世帯）	0円
市民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く）	350円
市民税課税世帯	700円

(カ) お問い合わせ先

子育て支援課 児童福祉係（内線492、463）

ク ホームスタート事業

乳幼児を養育する家庭の育児不安やストレスを軽減するため訪問員を派遣して子育て支援を行います。家庭に訪問し、育児相談を傾聴し、育児や家事を協働して行う制度です。

(ア) 対象

市内に住所があり、就学前の子がいる家庭

(イ) 内容

- ① 育児不安等に係る相談に対する傾聴及び助言
- ② 食事の準備、洗濯、掃除等を協働して行う家事支援
- ③ 乳幼児の世話、沐浴等を協働して行う育児支援

(ウ) 利用時間

1週間に1回2時間程度

(エ) 利用回数

1月に4回

(オ) 利用者負担額

無料

(カ) お問い合わせ先

子育て支援課 児童福祉係（内線492、463）

ケ 子育て相談

核家族化、少子化に伴い、子育てに不安を抱える保護者が増えてきています。そこで、保育業務を通じ多くの子どもに接している保育士の経験と知識を活用し、市内の保育園全33園で、保護者からの電話や面接相談に応じ、子育て支援を推進しています。

園名	T E L	相談時間	相談日
北保育園	78-0553	10:00～15:00	月～金
荒崎幼保育園（地域子育て支援センター）	92-3008		
牧田保育園（地域子育て支援センター）	47-2625		
ながさわ保育園（地域子育て支援センター）	73-5186		
木の花保育園（地域子育て支援センター）	84-7326		
わかたけ保育園（地域子育て支援センター）	73-2530		
墨俣保育園	62-5153	8:30～13:30	
その他の保育園 保育園一覧（別表P.274～275）		10:00～15:00	

### コ 子育てひろば ピョピョ

幼保育園・保育園・幼稚園の施設を開放して、未就園児とその保護者を対象に、園庭等を開放し、園児と一緒に遊んだり、保育者への相談や子育て中のお母さんたちとの交流の場としていただく「子育てひろば ピョピョ」を実施しています。

#### （ア） 講座内容

- ・ あそびのコーナー
- ・ 子育て相談
- ・ 情報交流

#### （イ） 開催園

公立幼保育園・保育園・幼稚園（支援センターのある荒崎幼保育園、牧田・墨俣保育園は除く）

#### （ウ） 開催日

年間計画に基づき開催

#### （エ） 開催時間

午前9時30分～午前11時30分

#### （オ） 対象者

未就園児親子

#### （カ） 受講料

無料

#### （キ） お問い合わせ先

子育て支援課 幼保係 （内線 494）

### サ 出産祝金

子育て家庭の生活の安定と少子化の改善を図るため、第3子以降の児童の出生に対し祝金を支給しています。

#### （ア） 対象者

市内に1年以上居住し、現在既に18歳までの2児を養育し、かつ市税、国民健康保険料その他市の収入に係る滞納がない者

#### （イ） 祝金額

第3子以上1人あたり10万円

(ウ) 申請期限

誕生日から6か月以内

(エ) 申請に必要なもの

- ・ 戸籍謄本（登録原票記載事項証明書）
- ・ 印かん

(オ) 申請窓口

- ・ 子育て支援課 児童福祉係（内線 492, 493, 463）
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

(カ) 出産祝金受給者数

H20	H21	H22
200	204	199

(4) 障がい児福祉

ア 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある児童の生活向上を図るため、その児童を養育されている父母に対し支給されます。

(ア) 対象者

- ・ 日本国内に住所があること
- ・ 精神または身体に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している父母等であること

(イ) 手当額（月額・1人につき）

- ・ 1級（重度）…50,550円
- ・ 2級（中度）…33,670円

(ウ) 手当の支給

4月、8月、12月の11日（休みの日の場合は前日）に支給します。

(エ) 申請に必要なもの

- ・ 戸籍謄本
- ・ 世帯全員の住民票謄本
- ・ 印かん（朱肉のつくもの）
- ・ 申請者名義の口座申出書

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。詳しくは申請窓口でご相談ください。

(オ) 申請窓口

子育て支援課 児童福祉係（内線 492・493・463）

(カ) 受給者数

（各年4月1日現在）

区 分	H21	H22	H23
受 給 者 数	264	264	272
内 支 給 停 止	16	15	8

## イ 障害児通園訓練施設

心身の発達につまづきを持つ児童（幼児～学齢児）が保護者と共に通園し、本来の能力を発揮できるように訓練する療育機関です。また、発達の遅れなどを早期に発見し適切な指導やアドバイスを行うため、保護者からの相談を受けています。

### （ア） 対象児

- ・ ことばに問題をもつ子
- ・ 発達に遅れのある子
- ・ 集団適応ができない子
- ・ 身体に障がいのある子

### （イ） 利用料

原則費用の一割を負担していただきます。（受給者の属する世帯の課税状況に応じて上限があります。）

### （ウ） 施設名及び相談日

大垣市立ひまわり学園（別表 P. 273）

- ・ 毎月第 2・4 火曜日 午後 1 時・2 時
- ・ 年 2 回（5 月・11 月）の日曜日 午前 9 時～午後 3 時
- ・ 毎月第 3 火曜日、大垣市民病院整形外科医師による医療相談
- ・ 卒園児に対する療育相談（随時）

上石津ちびっこあおむし（別表 P. 273）

- ・ 毎週水・木曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

墨俣めばえルーム（別表 P. 273）

- ・ 毎週月・水・金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## ウ 福祉施設等徴収金助成

身体または精神に障がいを有する児童が、施設に入所または通所しているとき、保護者が負担する徴収金の一部を助成し、福祉の増進を図るものです。

※ 詳しくは、社会福祉課の該当項目を参照してください。（P. 53）

## 2 母子・父子の福祉

### （1） 概 要

離婚の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しています。平成 15 年 4 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、その内容は、ひとり親家庭の自立を総合的に支援するもので、子育て支援、就労支援、養育費の確保、児童扶養手当の見直し、貸付金の拡充となっています。

ひとり親家庭に対する事業としては、その自立と生活の安定のための手当や助成制度等の充実を図っています。

## (2) 児童扶養手当(ひとり家庭等のお子さんのために)

父または母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

### ア 支給対象者

次の条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父または母や、父または母にかわってその児童を養育する養育者

ただし、父または母または養育者が日本国内に住所を有しないとき、老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる場合は支給されません。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等1級程度）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 赤ちゃん置き去り、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

### イ 手当の額

(平成23年4月現在)

区分	全額支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額 41,550円	月額 41,540円～9,810円 (10円単位で設定)
児童2人のとき	上記金額に加算額 5,000円	
児童3人以上のとき	2人を除いた児童1人につき 3,000円	

### ウ 手当の支給

4月、8月、12月の11日（休みの日の場合は前日）に、前月分までの手当を支給します。

### エ 所得制限

本人、配偶者及び扶養義務者等の所得が所得制限を超えるときは、手当の一部または全部が支給停止となります。

#### (ア) 所得制限限度額

(平成23年4月現在)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、 配偶者、扶養義務者
	全額支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

**オ 申請に必要なもの**

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 同居者全員の住民票謄本
- ・ 所得課税証明書（転入の場合のみ）
- ・ 印かん（朱肉のつくもの）
- ・ 請求者名義の銀行通帳等

※ 添付書類は、支給事由等によって異なるため、申請窓口で確認してください。

**カ 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 （内線 492・493）

**キ 受給資格者数**

（各年 4 月 1 日現在）

区 分	H21	H22	H23
受給資格者数	1,384	1,281	1,346
内一部支給停止	634	605	624
内全部支給停止	134	122	104

**（3） 母子生活支援施設**

夫と死別や、離別などをした母子家庭、またはこれに準ずる事情にある母親と子ども（20歳に達するまで引き続き在所）について、入所保護し、母子の自立を図るための施設です。

**ア 施設名**

大垣市さつき寮（別表 P. 273）

**イ 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 （内線 492・493）

**ウ 母子生活支援施設入所者数**

（各年 4 月 1 日現在）

区分	H21	H22	H23
男	2	1	1
女	8	9	5
計	10	10	6
世帯数	5	5	3

**（4） 助産施設**

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院、助産を受けることができない場合に、入所し助産を受けることができる施設です。

**ア 施設名**

大垣市民病院（別表 P. 273）

**イ 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 （内線 492・493）

## (5) 母子家庭等日常生活支援事業

母子、父子家庭や寡婦の方が、生活環境等の激変により一時的に生活援助が必要なときに、支援員を派遣して手助けを行います。

### ア 対象者

- ・ 母子家庭の母、児童及び同居している祖父母
- ・ 父子家庭の父、児童及び同居している祖父母
- ・ 寡婦、及び寡婦と同居している父母

### イ 利用方法

登録申請書により事前登録後、派遣が必要なときに派遣申請書を提出

### ウ 利用料

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)
生活保護世帯又は 市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

### エ 支援の内容

- ・ 保育
- ・ 食事の世話
- ・ 清掃
- ・ 洗濯
- ・ 買い物
- ・ その他の日常生活

### オ 申請に必要なもの

- ・ 母子、父子、寡婦を証明するもの（戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証など）
- ・ 所得課税証明書（転入された方）

### カ 申請窓口

子育て支援課 児童福祉係 （内線 492・493）

## (6) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する制度です。

### ア 対象者

- ・ 児童扶養手当受給者の方、または同様の所得水準の方
- ・ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

### イ 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

## ウ 利用方法

受講しようとする講座について、受講対象講座指定申請書により事前登録し、講座修了後に支給申請書により申請

## エ 支給額

対象講座の受講のために支払った費用の 20%相当額を支給。ただし、10 万円を超える場合は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は支給を行いません。

## オ 申請に必要なもの

- ・ 戸籍謄本
- ・ 同居者全員の住民票謄本
- ・ 児童扶養手当証書または所得課税証明書

## カ 申請窓口

子育て支援課 児童福祉係 (内線 492・493)

## (7) 高等技能訓練促進費事業

母子家庭の母が就職の際に有利となる資格取得のための養成訓練の受講期間のうち、一定期間について経済支援することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする制度です。

### ア 対象者

- ・ 母子家庭の母で児童扶養手当受給者の方、または同様の所得水準の方
- ・ 養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方

### イ 対象資格

- ・ 看護師又は准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

### ウ 支給対象期間

修業期間の全期間

### エ 支給額

- ・ 市民税非課税世帯の者 …月額 14 万 1,000 円
- ・ それ以外の者 …月額 7 万 500 円

### オ 申請方法

支給申請書に必要書類を添えて申請

### カ 申請に必要なもの

- ・ 戸籍謄本
- ・ 同居者全員の住民票謄本
- ・ 児童扶養手当証書または所得課税証明書
- ・ 在籍を証明する書類

**キ 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 (内線 492・493)

**(8) 田口福寿会育英金**

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難な母子家庭のお子さんを援助するために育英金を支給する制度です。

**ア 対象者**

市内在住者の母子家庭の子で、学校教育法第 41 条に規定する学校（高校）に進学しようとする方、または在学している方

**イ 対象人員**

年間 44 名以内

**ウ 育英金の額**

年額 12 万円

**エ 育英金の支給期間**

当初に交付した年から 3 年以内

**オ 申請方法**

規定様式に従い、大垣市福祉事務所に申請

**カ 申請窓口**

- ・ 子育て支援課 児童福祉係 (内線 493)
- ・ 財団法人 田口福寿会  
〈所在地〉〒503-8501 大垣市田口町 1 番地 西濃運輸株式会社内  
〈電話番号〉0584-81-1111

**(9) JR 通勤定期乗車券の特別割引**

児童扶養手当等の支給を受けている母子家庭等の世帯員が、JR 通勤定期乗車券を購入する場合には、特別の割引制度があります。

**ア 対象者**

児童扶養手当受給者等

**イ 申請方法**

申請窓口へ必要書類等を添えて申請  
必要書類は申請窓口へ問い合わせしてください。

**ウ 申請窓口**

子育て支援課 児童福祉係 (内線 493)

## 3 保 育 園

### (1) 概 要

保育園は、共働き家庭や保護者が病気や介護などの理由で、家庭で保育に欠ける小学校就学前の児童を預かる施設で、公立 17 園、民間 16 園の計 33 園で保育を行っています。

近年、経済社会環境及び生活構造の変化等により、低出生率で推移し、児童数も長期的には減少傾向にあります。母親の就労の一般化等に伴い、入園児数は、増加傾向にあります。

保育需要は乳児保育・障がい児保育・延長保育と多様化傾向を示しています。その対策として、乳児保育は、公立 12 園、民間全園で産後休暇明けからの保育を実施しています。

また、延長保育は、公立 12 園、民間全園で行い、障がい児保育は、公立 5 園を拠点にして実施しています。

さらに、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対応するため、一時保育事業を公立 3 園、民間 8 園で、休日において家庭での保育が困難な児童のための休日保育事業を民間 1 園で行っています。

そのほかに、子育て家庭に対し積極的に育児支援を行うため、地域子育て支援センター事業を公立 3 園、民間 3 園で、また、公立、民間全園において子育て相談を行っています。

なお、市町村や都道府県の境を越えて入所する広域入所については、平成 23 年 4 月 1 日現在、6 市 7 町と協定を結び、児童 22 人を他市町へ委託し、25 人を他市町から受託しています。

### (2) 保育園の入園

保育園は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、幼児を保育する施設です。

#### ア 保育の実施基準

保育園の入園承諾は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に入園することができます。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- ③ 妊娠中であること、または出産後間がないこと（ただし、入園期間は産前 6 週間・産後 8 週間）
- ④ 疾病にかかり、負傷し、または心身に障がいを有していること

- ⑤ 長期にわたり、疾病の状態にあること、または、精神もしくは身体の障がい  
を有する同居の親族を常時介護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の復旧にあたっていること
- ⑦ 市長が認める前各号に類する状態であること

#### イ 入園の手続

申込み順で、毎月 20 日までに申込みこととし、翌月から入園できます。新年度 4 月からの入園の申込みは 10 月から始まります。

#### ウ 入園の制限

次の各号に該当する児童は入園することができません。

- ① 伝染病疾患を有する児童
- ② 身体虚弱等のため保育にたえない児童
- ③ その他保育上支障があると認められる児童

#### エ 申請に必要なもの

- ・ 前年分源泉徴収票
- ・ 状況証明書
- ・ 前年度所得課税証明書（転入の場合のみ）等

#### オ 申請窓口

- ・ 4 月入園 各保育園（10 月の申込期間中）
- ・ 途中入園 子育て支援課 幼保係（内線 494・495）

#### カ 入園児童数

（各年 4 月 1 日現在）

区 分	H21	H22	H23
公立	1,727 (2,337)	1,777 (2,337)	1,754 (2,287)
民間	2,026 (2,130)	2,044 (2,155)	2,085 (2,205)
広域入所	15	17	22
私的契約入所	0	0	3
計	3,768 (4,467)	3,838 (4,492)	3,864 (4,492)

※（ ）内は定員

※ 公立：17 園 私立：16 園

### （3） 特別保育

#### ア 乳児保育

0 歳児（生後 2 か月以上）のお子さんをお預かりする保育です。

区分	公立	民間
2 か月以上児	丸の内、ゆりかご、南、北、荒崎、安井、すもと、綾里、赤坂、墨俣、牧田、時	まこと、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、なかぞね、きど、みのり、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、木の花、浅草ひかり、一之瀬、多良第一、多良第二 ※一之瀬は 3 カ月以上児

(ア) 乳児保育対象児童数

(各年4月1日現在)

区分	H21	H22	H23
公立	21	24	34
民間	42	53	62
広域	0	0	0
計	63	77	96

イ 延長保育

区分	公立	民間
7:00~18:30	丸の内、ゆりかご、西、南、北、荒崎、青墓、安井、すもと、かさぎ、赤坂	
7:00~19:00		きど、みのり、木の花、一之瀬、多良第一、多良第二
7:15~19:15		まこと、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、なかぞね、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、浅草ひかり
7:30~19:00	墨俣	

(ア) 延長保育利用児童数(8時間を超える延長保育申請者数)

(各年4月1日現在)

区分	H21	H22	H23
公立	594	556	529
民間	786	809	712
計	1,380	1,365	1,241

ウ 障がい児保育

保育に欠け心身に障がいをお子さん保育園に入園させ、一般のお子さんとともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進し、障がい児の福祉の増進を図ります。

(ア) 対象児童

- ・ 保育園が行う保育になじむ児童
- ・ おおむね3歳以上から小学校就学の始期に達するまでの知的障がい児、身体障がい児等
- ・ 原則として集団保育の可能な児童
- ・ 日々通園できる児童

(イ) 保育方法

障がい児個別指導室(プレイルーム)で専任保育士による個別指導及び小集団指導、また一般児との統合保育などを行います。

(ウ) 障がい児個別指導室設置園

- ・ 赤坂幼保園(保育園部)
- ・ 三城保育園

- ・ 日新幼保園（保育園部）
- ・ すもと保育園
- ・ かさぎ保育園

#### エ 広域入所

保護者の勤務の都合等の事情により、お住まいの市町村内の保育所に入所できないお子さんを区域を越えてお預かりする制度です。

広域入所を行う自治体同士で協議の上、市内に住所があるお子さんの保育を市外の保育所に委託し、また市外に住所のあるお子さんを市内の保育所に受け入れ、保育を行っています。

ただし、要件等がありますので、ご相談ください。

#### (ア) お問い合わせ先

子育て支援課 幼保係 （内線 494・495）

### (4) 休日保育事業

保護者の就労形態等の多様化等により、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを預かる制度です。

#### ア 対象児童

市内の保育園に通園している、生後6か月以上の児童で、保護者の就労等の理由から日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難である児童

#### イ 実施保育園

きど保育園

#### ウ 定員

1日につき10人程度

#### エ 保育時間

午前8時30分～午後4時30分

（延長保育 午前7時～午後7時）

#### オ 利用料

利用1回につき 3歳未満児 2,000円

3歳以上児 1,500円

#### カ 申請方法

通園している保育園に申請書を提出してください。

緊急の場合は、直接きど保育園に電話でお申込みいただくこともできます。

#### キ お問い合わせ先

子育て支援課 幼保係 （内線 494・495）

#### ク 休日保育事業実施状況

区分	年度		
	H20	H21	H22
実施園数	1	1	1
利用件数	313	254	169

## (5) 特色ある保育事業

外部から講師を招き、日常の保育とは違った独自の内容を保育に取り入れています。

### ア 実施保育園

公立保育園（別表 P.274）

### イ 実施内容

運動・リトミック・茶道・和太鼓・英語・パンづくりなど

## 4 幼稚園

### (1) 概要

幼稚園は、3歳から小学校入学までの幼児を入園させて教育を行う施設で、大垣市には公立17園、私立3園（大垣幼稚園、まこと幼稚園、キートスガーデン幼稚園）の計20園があります。

現在、公立幼稚園7園（安井幼稚園、川並幼稚園、日新幼保園〈幼稚園部〉、綾里幼保園〈幼稚園部〉、荒崎幼保園〈幼稚園部〉、赤坂幼保園〈幼稚園部〉、青墓幼保園〈幼稚園部〉）が3歳児から、他の幼稚園は4歳児からの入園となっています。また、私立幼稚園については3園とも3歳児（まこと幼稚園は3歳から入園可）から入園できます。

公立幼稚園は全て小学校に併設されており、園舎は小学校の一部（安井幼稚園、川並幼稚園、日新幼保園〈幼稚園部〉、綾里幼保園〈幼稚園部〉、赤坂幼保園〈幼稚園部〉、青墓幼保園〈幼稚園部〉は独立園舎）にあって、その併設の利点を生かしながらより教育効果を高める幼稚園教育の実践に努めています。

幼児期は、さまざまな体験を通して、生涯にわたり人間として生きていくための基礎になる力（『生きる力の基礎』）を培う大切な時期です。そこで、大垣市の公立幼稚園では、一人一人の個性を大切にしながら集団生活の中で、豊かな遊びを通じた学びから基本的な生活習慣・態度を育て、豊かな心情や思考力を養い、意欲や思いやりのある子どもを育てています。

特に近年は、ちびっこ夢ひろば事業、小学校との交流、保育園との交流、家庭・地域との交流や子育て支援事業などを通して、園ごとにそれぞれの特色を生かしながら、多様なニーズに対応した幼稚園づくりを積極的に進めています。

また、興文幼稚園・東幼稚園・赤坂幼保園〈幼稚園部〉の3園に「ことばの教室」を設置し、専任の教諭を配置して、障がいのある園児一人一人の実態に即した適切な指導を行うとともに、他の園においても障がい児の受け入れを進め、その指導の充実に努めています。

一方、私立幼稚園においては、それぞれの教育理念と伝統に基づき特色ある幼稚園教育を実践し、すぐれた教育効果をあげています。

## (2) 幼稚園の入園

### ア 市立幼稚園

#### (ア) 年齢別による入園可能幼稚園

3歳児・4歳児・5歳児が入園できる園	安井、川並幼稚園 日新、綾里、荒崎、赤坂、青墓幼保園<幼稚園部>
4歳児・5歳児が入園できる園	興文、東、西、南、北、宇留生、静里、江東、中川、小野幼稚園

#### (イ) 入園児童数（公立17園のみ）

（各年5月1日現在）

区分	H21	H22	H23
3歳児	161	154	195
4歳児	293	295	257
5歳児	424	378	368
計	878	827	820

#### イ 年齢区分

- ・ 3歳児 平成19年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた子
- ・ 4歳児 平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた子
- ・ 5歳児 平成17年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた子

#### ウ 募集人員（幼保園については各園異なります。）

- ・ 3歳児 1園25名
- ・ 4歳児 1園30名

（ただし、安井幼稚園・川並幼稚園・幼保園5園については、現在在園している3歳児が引続き4歳児として就園できるため、園によって若干異なります。）

- ・ 5歳児 園により異なります。

#### エ 通園区域

- ・ 3歳児と4歳児 通学区域の指定はありません。
- ・ 5歳児 小学校の通学区域に準じます。

※ 3歳あるいは4歳で入園した園児は、5歳まで引き続きその園に就園することができます。また、通学区域の幼稚園に変わることもできます。

#### オ 保育時間

区分	開園時間	備考	
		幼稚園	幼保園<幼稚園部>
3歳児	9:00～14:00	入園後1週間は11:00降園 4月末まで11:30降園 以降14:00降園	入園後1週間は11:00降園 以降14:00降園
4歳児 5歳児		入園後1週間は11:00降園 以降14:00降園	14:00降園

#### カ 入園申込方法

- ・ 入園を希望する幼稚園で、入園願書に必要な事項を記入して申し込みます。

#### キ 申込窓口

- ・ 各幼稚園

### (3) ことばの教室

市内の幼稚園在籍児と市内の保育園に在籍する4・5歳児を対象に、発音と情緒面の発達に応じて、専任の教諭が個別指導と小集団指導を行います。

#### ア 市立幼稚園定員数

(各年5月1日現在)

園名	H21	H22	H23
興文幼稚園	57	56	51
東幼稚園	39	38	42
赤坂幼保園<幼稚園部>	21	22	21

#### イ お問い合わせ先

子育て支援課 幼保係 (内線 464・494・495)

### (4) 私立幼稚園

園名	年齢区分	保育時間	備考
大垣幼稚園	3歳児・4歳児・5歳児	9:00 ～14:10	預かり保育(17:00まで) 降園時間は年齢によって異なる。
まこと幼稚園	3歳児・4歳児・5歳児 満3歳から入園可	8:30 ～14:30	預かり保育(18:00まで)
キートスガーデン幼稚園	3歳児・4歳児・5歳児	9:00 ～14:30	預かり保育(18:00まで)

※申し込み窓口は各私立幼稚園